

本事業の公募は、本来平成29年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早期に事業を実施するために、予算成立前に行うことといたしました。そのため、予算の成立状況によっては、内容に変更が生じることがある点に留意してください。

## 平成29年度社会福祉振興助成事業の選定方針（案）

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、助成事業を通じて、多様な社会資源が連携・協働して、各々が得意とする活動を行いながら、人と地域の結びつきをより強くし、支え合いと活気に満ちた地域社会の再生をサポートすることで、高齢者や障害者などが地域の支え合いの中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを平成29年度社会福祉振興助成事業の基本方針としている。

助成対象事業の選定に当たっては、この基本方針を尊重し、次の基準等に基づき行うものとする。

### 1 審査の方法

書面審査とする。ただし、必要に応じてヒアリング審査を行う。

### 2 審査項目

#### （1）事業実施体制

##### ① 活動実績・財務状況

・これまでの活動実績・財務状況から事業を実施できる組織基盤はあるか。

##### ② 実施者適性、連携・協働

・法人または団体（以下「法人等」という。）設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、助成対象事業の実施主体として相応しいか。

・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。

#### （2）事業の目的、内容等の妥当性

##### ① 事業の目的及び内容

・助成対象事業の目的及びその必要性が明確であるか。

・具体性があり実現可能性があるか。

##### ② 計画の妥当性及び助成の効果

・事業計画に整合性、実現性、実効性はあるか。

・助成対象事業の量的な目標からみて効果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な効果をあげられるか。

・助成対象事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。

### (3) 費用対効果

#### ①経費の妥当性

- ・経費の過剰積算、著しく高い単価の経費が無いか。

#### ②経費の合理性

- ・費用対効果からみて経済的合理性があるか。

### (4) 継続性・将来発展性

#### ①継続性・将来発展性

- ・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。

#### ②助成の意義

- ・独創性、先駆性、普遍性、社会的必要性等が期待できるか。

## 3 採点基準

### (1) 各審査項目について、次の基準により採点する。

- ・高く評価できる水準であるもの (3点)
- ・評価できる水準であるもの (2点)
- ・やや不十分な水準であるもの (1点)
- ・不十分な水準であるもの (0点)

### (2) 前項の審査にあたっては、次の点に留意して採点すること。

- ・過去に機構の助成対象事業を実施し、かつ、事業評価を受けた団体の助成対象事業については、当該評価結果も踏まえ審査する。
- ・助成回数は、原則として連続3回までとする。  
(連続して4回目以上の法人等については、あらかじめ2点減点する。)

## 4 審査コメント

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員（以下「委員」という。）の意見を適切に審査に反映させる観点から、委員は、最優先で採択したい又は強く採択を見送るべきと考える事業については、その理由をコメントするものとする。

また、その他、高く評価できる点、採択に当たった条件等がある場合には、その内容をコメントするものとする。

## 5 助成対象事業の選定及び助成金の配分

### (1) 前記1～4の結果を踏まえ、当委員会の合議により選定するものとする。

### (2) 選定事業は1団体につき1事業を上限とする。

### (3) 選定された事業は、機構において、基本方針等を踏まえ、予算額の範囲で効果的・効率的な配分を行うこととする。

## 6 委員の遵守事項

### (1) 公平・公正で厳格な審査を行うべきことを常に認識すること。

### (2) 審査の公平・公正を確保するため、要望団体の運営に関わるなど利害関係者に該当

する場合は、当該団体の審査に加わることができないこと。

また、要望団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体の審査に加わらないこと。

なお、利害関係者に該当し、審査に加わらない場合は、その旨をコメントすること。

(3) 審査を行う際に知り得た情報を漏らしてはならないこと。